

2019年7月1日より  
敷地内全面禁煙と致します。



当院では、改正健康増進法の施行に伴い、また、「患者様をはじめとした皆様の健康を守る」という病院の社会的使命の観点から、

**2019年7月1日より病院敷地内を全面禁煙とします。**

敷地内とは、病院の建物内、駐車場（車内）を含めた病院敷地全体を指します。なお、禁煙には電子タバコ等の喫煙と類似の行為も対象となります。

この措置は患者様のみならず、ご家族やお見舞いの方々、来院者、病院職員等全ての方が対象となります。

病院周辺においてもマナーをお守りいただき、病院近隣施設の方々や病院周辺を通行される皆様のご迷惑となるような喫煙行為はご遠慮ください。

ご不便をお掛け致しますが、病院敷地内全面禁煙に皆様のご理解とご協力をお願い致します。

長崎県五島中央病院 病院長